## 原発被災地における居住者の帰還・再定着の実態 ー福島県双葉郡川内村の事例ー

Realities of Residents' Return and Resettlement in a Nuclear Power Plant Stricken Area - Case of Kawauchi Village, Fukushima Prefecture -

# 田中正人<sup>1</sup> Masato TANAKA<sup>1</sup>

1 追手門学院大学地域創造学部

Faculty of Regional Development Studies, Otemon Gakuin University

The purpose of this study is to clarify realities of residents' return and resettlement in a nuclear power plant stricken area. We interviewed to the residents of Kawauchi Village, Fukushima Prefecture. The main results are as follows:

- 1) The residences of the evacuees are dispersed over a large area. Forty percent of families returned to their homes.
- 2) The residents who returned home seem to be actively involved in restoring and improving their living environment in order to settle down in the area again.

**Keywords**: The Great East Japan Earthquake, Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant Crisis, Evacuation Order, Community, Relocation, Return.

#### 1. はじめに

本稿は、東日本大震災に伴う福島第 1 原発事故の被災 地における居住者の帰還実態を把握するものである.特 に、帰還後の再定着過程に着目する.

原発被災地の居住者の帰還をめぐっては、第1に、どのような状態を「帰還」と判断するのかという問題がある。 避難先と原住地を頻繁に行き来する居住者は少なくない。 また避難指示が解除されると、たとえば週のうち3日を自 宅で過ごすなど、避難先との「通い行動」に基づくいわゆる「二地域居住」の状態がみられる(荻原他、2018).

第2に、被災者にとって「帰還」「移住」の選択は、今なおきわめて困難な状態にある. 移住意向と帰還意向はしばしば一居住者内に並存し、放射線リスクの受容をめぐって、厳しい葛藤が継続している(田中, 2016).

第3に、帰還の動きと避難指示解除の時期との関連性である.河北新報(2019年4月12日)によれば、「避難指示が早く解除された地域ほど居住率は高」い.ただし、帰還の鈍さは単に解除後の経過時間が短いからなのか、時間とともに動きは活発化するのかは、今後の動きをみていく必要がある.

第4に、政策としての「帰還」誘導の問題である。政府は、大規模な除染作業によって放射線量の低減を図り、避難指示を徐々に解除してきた。日野(2016)が指摘するように、「帰還」が除染レベルの切り下げや賠償期間の終了などと表裏をなす構造は、厳しく問われる必要がある。

第5に、「帰還」の単位は必ずしも従前の「世帯」ではない.よく知られるように、帰還を果たした居住者の多くは高齢であり、たとえば、川俣町(山木屋地区)の高齢化率(65歳以上人口割合)は61.6%、飯館村の60歳以上の人口割合は75.5%にのぼる<sup>(1)</sup>.世帯分離に伴う、若年層の流出が著しい(田中、2017b).

こうした厳しい状況が徐々に明らかにされる中,発災から8年が経過し,原住地への帰還を果たした世帯が現に存在し、原発被災地では新たな生活が始まっている.帰

還後の暮らしはいかなるものなのか. その実態を把握することは, 原発災害がコミュニティやその生活空間に与えた底知れない影響を明らかにする上で, きわめて重要な作業であると思われる.

續橋他(2018)は、避難指示解除後の浪江町中心市街地において帰還者へのアンケートを実施し、空き家の多さや商業・医療環境の復旧状況の遅れから、「スーパーや総合病院を求める声が多い」と指摘する。また牧野(2016)は、南相馬市で有機農業の再生に取り組む農業者の調査をふまえ、「ただ単に地理的な居所に帰りそこで消費生活が営めればよいということではなく、農業生産を基軸とする生活が可能でなければならない」と述べている。

こうした知見のもと、本稿は双葉郡川内村の事例を通して、原住地の土地利用の変化という観点から、再定着に向けた帰還世帯の営為を読み解く。放射性物質により、原住地の生活資源はことごとく汚染されている。帰還した人びとは、従来のさまざまな資源の回復をあきらめる一方、新たな資源を自らの土地の上に構築しているように思える。彼らは何を失い、何を回復し、あるいは何を獲得したのか。その一端を提示したい。

#### 2. 調査の対象と方法

#### (1)調査対象地の概要

双葉郡川内村は、福島県の沿岸からおよそ 10km~30kmの距離に位置する [図 1] . 福島第 1 原子力発電所からも 30km圏内にあるため、いったん全村避難を余儀なくされた. しかし 2012 年 1 月末、原発被災自治体の中でもいち早く「帰村宣言」を発し、同年 3 月 26 日に役場機能が原地再開を果たした.

しかし村東部(原発20km圏内)は、その後も避難指示が続く.一部が発災から約3年半後の2014年10月1日に、残りが2016年6月14日に解除となり、これをもって川内村は全域に帰還が可能となった。

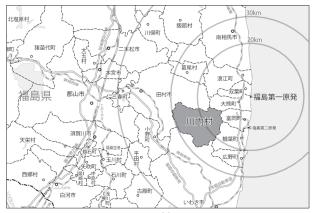


図1 川内村の位置

本稿の対象は、そうした避難指示解除時期の異なる2つのエリアに属する集落である[図2]. 先に解除された北側の集落は、糠塚、南、吉野田和、毛戸、上滝といった小字の集まりであるが、ここでは便宜上「毛戸」と称する。後に解除となった南側の集落は、荻、貝の坂という2つの小字からなるが、あわせて「荻・貝の坂」と称する.

両地区はいずれも急峻な地形を有する山間集落であり、 住宅のまわりには山林と農地、牧草地が広がっていた. 村 全域において飲料水は地下水が利用されているが、付近は 沢水・湧水も豊かであった.

地震の揺れによる被害は少なく、いずれの住宅も無被害もしくは軽微な損傷(若干の瓦の落下程度)にとどまる. おもな商業、医療、雇用、教育(高等学校)は村外に依存しており、多くの世帯は隣接する富岡町や大熊町を日常生活圏としていた.

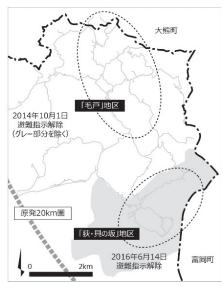


図2 調査対象区域(破線楕円部分)

## (2)調査方法

まず,筆者が過去に実施した2つの調査 (2015年11月,2016年9月)から,従前居住者の移転実態を整理する <sup>(2)</sup>.次に,それらの調査で得られた結果をもとに,帰還した世帯へのインタビューを実施した (2018年11月).調査は継続中であるが,本稿では特に,原住地における土地利用の変化に注目し,聞き取りにあわせて図上および現地目視調査を行い,被災前と現在の状況を記録した.今回は先行的に実施した4名について,分析,考察を行う.

調査対象者の概要を表1に示す. 居住地は, 荻・貝の坂

地区が1件,毛戸地区が4件である。被災時の年齢は,60代が2件,70代が2件,いずれも男性である。被災前の世帯構造は,単身,夫婦,3世代とさまざまである。そのうち3世代世帯については現在,世帯分離を経て夫婦に変化している。職業は,畜産業から無職,自営業から無職,会社員から無職,畜産業から会社員と4件すべて変化している。住宅は被災前,現在とも一戸建の持家である。

表1 調査対象者の概要

		被災時 年齢	性別	世帯構造		職業		住宅
				被災前	現在	被災前	現在	正七
荻・ 貝の坂	Case 1	58	男	3世代	夫婦	畜産業 (自宅)	無職	一戸建 持家
毛戸	Case 2	63	男	単身	単身	自営業 (自宅)	無職	一戸建 持家
	Case 3	66	男	夫婦	夫婦	会社員 (楢葉町)	無職	一戸建 持家
	Case 4	57	男	夫婦	夫婦	畜産業 (自宅他)	会社員 (村内)	一戸建 持家

## 3. 結果

## (1) 従前世帯の移転先

発災から7年8ヶ月が経過した2018年11月時点における,各世帯 (3) の移転先とその割合を示す [図3・図4] (4). 全体では約4割が原住地に帰還している. また2割が村内,3割が県内,1割が県外となっている. 県内の移転先としては,郡山市が最多で7件,次いでいわき市が4件,その他,三春町が2件,南相馬市,田村市,白河市がそれぞれ1件である. 県外では,新潟県,茨城県,東京都,千葉県,埼玉県がいずれも1件ずつみられる.

ただしこの動きは、避難指示解除時期の異なる毛戸地区と荻・貝の坂地区で大きく異なる。発災から約3年半後に解除となった毛戸地区では、従前37世帯のうち、約54%が原住地に帰還しているのに対し、それからさらに2年近く避難指示がつづいた荻・貝の坂地区では、帰還はわずかに11.8% (2件)である。しかしながら、村内に戻っているケースをあわせると5割近くになり、県内となるといずれも9割前後で違いはほとんどみられない。

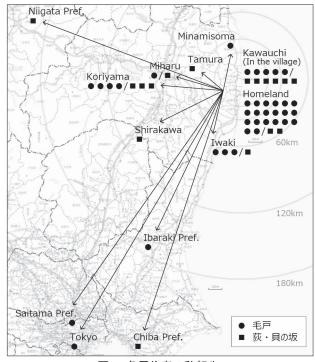


図3 各居住者の移転先

このことから、避難期間の長期化が帰還割合に影響することが予想されるが、冒頭で述べたように、従前世帯は必ずしも世帯構造を維持したまま移転していない。帰還の割合は、居住者ベースでカウントした場合、ここでみたような世帯ベースの割合よりも明らかに低い(田中、2017b)。避難期間の影響を評価するためには、避難過程において、各世帯がどのように分離し、だれが帰還したのか/しなかったのかを追う必要がある<sup>(5)</sup>.

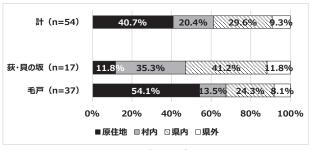


図4 移転先の割合

## (2) 原住地の土地利用変化

移転は、多かれ少なかれ生活環境の変化をもたらす. むろんそれらは、必ずしもマイナス面のものとは限らないが、原発被災という不慮の事態にあっては、少なくとも予期せぬ変化であり、すなわちほぼ一切の準備のない、突発的な変化であったと言ってよい. とりわけ住宅と生業の急変は、生活への甚大な影響をもたらしたと考えられる.

一方,原住地への帰還はそうした影響をどれだけ免れ得ただろうか.当然ながら,帰還までには相当の期間の避難生活があり,避難先で受けた影響が帰還後にも及んでいる可能性は否定できない.だが原発被災地の場合,影響はそれにはとどまらない.

第1に、言うまでもなく放射性物質による被害の問題がある.原住地は汚染され、一部の資源は除染によって回復が見込めるが、農作物・畜産物、家財などの多くは廃棄処分となっている.第2に、長期間の放置に伴う被害の増幅の問題がある.避難指示が継続する間、原住地には接近が不可能であった.適切な維持管理の不在は、たとえば野生動物の侵入による住宅被害や厳冬期における配管類の凍結被害などをもたらした.

このようなさまざまな資源の荒廃や損失を考慮すると、原住地はもはやかつての原住地ではあり得ない。よって、帰還後の生活にも甚大な影響があったと考えるのが妥当である。たとえば田中(2017b)によれば、原住地に帰還した世帯のうち、職業の変化を捕捉できた14件中8件が仕事を断念し、残る6件中の4件も仕事の一部を断念している。

本稿の調査対象もまた、表1でみたように、被災前後での職業変化がみられる。被災前は、自宅での畜産業や自営業、会社員であったが、現在は1件(Case 4)を除いて無職となっている。被災から7年半が経過し、その間に年齢が60代中盤から70代となり、ちょうどリタイアする時期を迎えたとの見方もできるが、原発被災によって従前の仕事が中断を余儀なくされたのは疑い得ない。

特に、土地との関わりの深い一次産業は、中断したことに加え、土壌や農作物、畜産物など、時間をかけて育成してきた資源そのものが汚染され、廃棄処分を余儀なくされた(Case 1、Case 4). 自営業のCase 2もまた、その事業内容は近隣農家の農作物販売のコーディネートであった. Case 3の勤務先は農協であった. いずれも一次産業との直接的な関係を持っていたことが分かる.

自らの土地やそこで育んできた資源を失い、あるいは一次産業との関わりを途絶えさせてなお、彼らは原住地への帰還を選択した、帰還後、彼らは土地といかなる関わり合いを再生したのか、原住地の土地利用の変化をみてみた[図5]、左に、発災後の汚染によって全面的/部分的に失われた生活資源を、右に、帰還後に回復した生活資源を示している。

Case 1は、自宅で畜産業を営んでいた。牛20頭を含む牛舎3棟が廃棄処分となり、道路向かいに広がる牧草地も同様に廃棄された。住まいの地震被害は少なかったが、家財はすべて廃棄された。冬期の凍結で配管類が損傷し、トイレ等の水回りも使用できなくなり、大規模なリフォームが必要となった。飲料水は沢からの引き水であったが、汚染濃度が高く、使用不可となった。

住まいは修繕ではなく、牛舎の一部が解体された同じ敷地内の別の場所に新築された。引き水に代えて、新たに掘削された井戸の水が、安全性の確認の後、飲料用として使用されている。新たに畑や農地が作られ、農機具庫も2つ設置されている。生産量は徐々に拡大しているが、ただし今のところあくまで自家用で、販売の意向はないという。

Case 2は、元々は関東出身で、早期退職後に移住してきた世帯である。移住後、近隣農家とのつながりをつくり、農作物販売のコーディネートの業務を開始した矢先に、原発被害を受けた。住まいの損傷は少なかったが、避難中もたびたびメンテナンスに訪れていた。当然汚染は免れていないものの、フォークリフトやトラック、重機、それらを格納しているガレージは残った。しかし近隣農家が避難、移住し、あるいは農業をやめたことで、農作物を扱う仕事は断念せざるを得なくなる。

帰還後、敷地内にさまざまな新たな資源を再構築している。自作の露天風呂もそのひとつである。また、外部から村に人を呼び込む構想のもと、裏の広大な敷地を利用した野外活動のフィールドが整備中の段階にある。ピザ窯や調理場も新設されている。これらは自身の生業のための設備投資というよりは、「村のために何かできないか」という意識でやっているという。

Case 3は、退職後の再就職で近隣町の農協に勤務していた。被災を機に退職している。地震による住まいの被害はほとんどなかった。父親が戦後すぐに建てた住宅で、重厚な建材を使用したつくりとなっている。自身にとっては生家である。道路際には薬医門があり、庭には大きな松をはじめ豊かな植栽があった。避難中にも何らかの緑を傍に置きたいという思いから、経験はなかったが盆栽を買い求めたという。

帰還後,住まいの内装や家財はやり替える必要があったため,知り合いの信頼できる大工に依頼し,貴重な木材を使った建具が入れられた.庭には,元々の松や植栽を活かした「日本庭園」が造られ,あわせて薬医門から連なる石畳やあづまやも整備された.また,ビニルハウスによる家庭菜園も新設されている.

Case 4は、自宅で養鶏を行っていたが、すべて廃棄処分となった. 道を隔てたところにあった農地の農作物も同様である. 地震による住まいの被害は少なく、避難指示が解除される前からメンテナンスに通っていた.

帰還後は、新たに敷地内にベリーなどを栽培する畑や菜園が作られている。自宅の裏山にも大々的に手が入れられ、シイタケ等のきのこ栽培も行われている。ただしこれらは基本的に自家用である。世帯構造は被災前後とも変わらず夫婦世帯であるが、帰還後にペットが飼われるようになり、庭には犬小屋が新設されている。また被災前から始めてい

た民泊が再開され、宿泊客のためにピザ窯や遊具(ターザンロープ)が設置されている。ただ民泊も、業というよりは野外学習の場の提供といったボランタリーな活動として行われている。

## (3) 生活資源の喪失/回復実態

このように、帰還世帯は生活資源の一部を喪失する一方、 自らの土地に新たな資源を構築している。わずかな事例か らではあるが、資源の喪失/回復実態を整理する「図6」。

被災前に存在した「既存資源」は, 「汚染・廃棄処分」 されたものと「汚染・存続」したものに分かれる. 前者に は養鶏所や牛舎, 牧草地, 農地, 引き水があり, 後者には 住まいや物置・倉庫, ガレージ, 門扉, 庭木・植栽などが ある. 一方,帰還後に獲得された「新設資源」には,畑や菜園など,複数のケースに共通するものと,あづまや,遊具, 大小屋など,各世帯に固有のものがある.

「汚染・廃棄処分」された資源の多くは、「代替」が確保されることなく「消滅」している。唯一「代替」の資源として確保されているのは、引き水に代わる井戸のみとなっている。また「汚染・存続」した資源は基本的に「回復」しているが、前述の通り、住まいについては新築されたケースが1件みられる。

ここで、消滅した資源、回復した資源、新設された資源の特徴をみてみると、消滅したのは「生業資源」であり、新設されたのは「付属資源」と「準生業資源」であると言える.

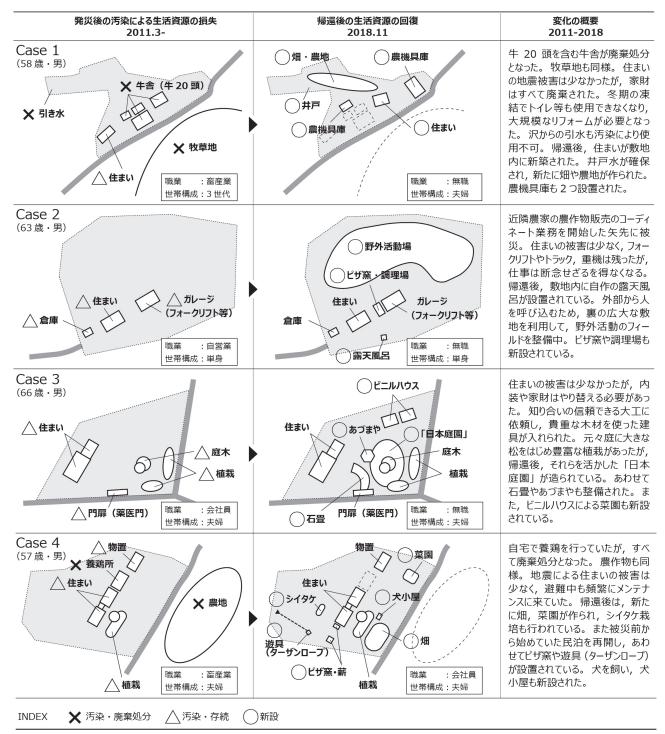


図5 従前居住地の土地利用変化

すなわち、養鶏所や牛舎、牧草地などは、各世帯の収入 に直結した資源(生業資源)であり、それらはすべて失わ れたまま、回復していない、一方、庭の造作や犬小屋など、 住まいに付属する資源(付属資源)、あるいは自家用栽培 のための農地やビニルハウス、ボランタリーな活動のため の遊具や調理場などの資源(準生業資源)は、多様に構築 されている.

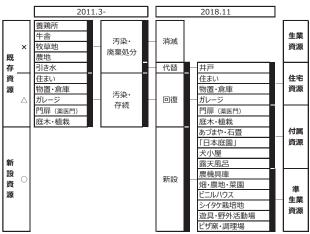


図6 生活資源の喪失/回復実態

帰還者の再定着過程において,「住宅資源」の回復は不可欠である.「生業資源」も同様であろう.しかし「付属資源」や「準生業資源」はそうではない.このことは,原住地に回復されるべき資源が,必ずしも経済的・経営的合理性に基づいてはいないということを意味する.

むろん、まだリタイアする年齢ではない場合と、今回の調査対象のように現時点で60代~70代にかかる場合とでは、結果は当然違ってくるだろう。ただ、一次産業従事者の多くが、いわゆる定年制とは無縁であるとすれば、仮に原発被災がなければ、彼らは今も牛を飼い、鶏を育て、あるいは農作物を扱っていた蓋然性は高い。

本来の生業が不可能になったとき、ふたたび原住地に定着を図るために帰還者はなにを試みたのか。本稿の断片的な調査が示唆するのは、自らの土地に対する物理的な働きかけという行為、それ自体の重要性である。その行為を通して構築された資源は、必ずしも生存活動に不可欠なものではない。庭の造作、菜園、遊具、ピザ窯、露天風呂など、これらは「生きる」上においてはマイナーな資源と言ってよい。だが帰還者の再定着過程とは、すなわちそういったマイナーな資源の構築過程にほかならない。

「付属資源」とは、住まいや水源など暮らしに不可欠な「住宅資源」のいわば「飾り」のような、一般的にはさしたる重要な価値を持たないものと言えるだろう。実際、帰還者にとって「付属資源」がどれだけの意味を持つのかは分からない。だが土地との関わり合いを通し、それらを自らの原住地に再構築していく行為それ自体が、帰還後の再定着過程をドライブしてきたのではないか。

「準生業資源」とは、収入を約束するものではまったくなく、よって本来の「生業資源」の代替にはなり得ない。ただおそらく、生業とは単に収入を得るためだけの行為ではなく、日常の根幹を支える主たる生活行動としての側面を持つ。帰還後の日常を支えてきた生活行動とは何であったか。それこそが「準生業資源」を構築する営為であったと考えられる。「準生業資源」とは、自らの土地に主体的・持続的に関与することを通じて成立する資源である。それは、原住地にふたたび定着を図るために実践されてき

た生活行動の履歴であり、今後、実践されていくであろう 生活行動の基盤であると言える.

#### 4. まとめ

本稿は、東日本大震災に伴う原発被災地のひとつ、福島県双葉郡川内村の事例を通して、原住地の土地利用の変化という観点から、再定着に向けた帰還世帯の営為をみてきた。これまでの結果をまとめ、結語とする。

- ①川内村の旧避難指示区域においては、約4割の世帯が原住地に帰還し、残りの2割が村内、3割が県内、1割が県外となっている。この割合は、避難指示解除時期の違いによって大きく異なり、避難期間の長期化が帰還を阻害する可能性がうかがえる。ただし世帯分離の動向を含め、居住者の移動の軌跡は複雑であり、かつ今なお流動的である。安易な判断を避け、今後の推移を子細に追う必要がある。
- ②一次産業関連に従事していた帰還者の仕事は、被災後に変化あるいは中断している。年齢的にリタイアする時期を迎えたというよりは、原発被災によって従前の仕事を再開することが困難になり、変化、中断を余儀なくされたと考えられる。したがって帰還を希望した世帯とは、ただ元の暮らしに戻ることを望んでいたのではなく、本来の生業が継続不可能になってなお、ふたたび原住地に定着を試みるという選択をした人びとと捉えるべきであるう。
- ③帰還世帯の原住地にはかつて、農地や牛舎、住まい、水源などさまざまな生活資源が構築されていた。それらの既存資源はすべて、いったん放射性物質によって汚染されるが、その後、廃棄処分されたものと存続したものに分かれる。廃棄処分された資源のうち、水源については沢からの引き水に代えて井戸が確保されているが、それ以外の資源は代替のないままである。
- ④廃棄されたままの資源がある一方、帰還後に新たに獲得された資源がある. 前者、すなわち廃棄されたのは、収入の確保に直結する生業に関する資源であり、後者は必ずしもそうではない資源であった. つまり原住地に何を回復すべきかは、経済的・経営的合理性だけでは説明されない. むしろそこから外れた、一見マイナーな資源を構築/再構築する過程こそが、帰還者の再定着過程であったと言える.
- ⑤このことは、自らの土地と関わり合うという行為それ自体の重要性を示唆する.その意味は、第1に、たとえ生活に必需でないとしても、原住地に何かを物理的に再構築していくプロセスが、帰還後の再定着過程をドライブしてきたという点に見出される.第2の意味は、たとえ生業に直結しないとしても、土地への主体的・持続的な関与を通じて構築された資源は、今後の生活行動の基盤となるという点にある.

このように、帰還者の再定着に向けた営為は、主体的・ 積極的な意思に基づいていると言える。少なくとも本稿が 示した事例からは確かな展望がうかがえる。しかしながら、 帰還世帯の生活実態は、避難世帯とは違った次元において 未だきわめて不安定な状態にある。放射線のリスクは継続 し、除染により生じた土壌の仮置き場が身近に存在する。 自らの加齢が進む一方、集落の若年層は激減している。そ のような中で配偶者を亡くし、単身化した高齢層は新たな 居住リスクを抱え込む。

今後どのように生きていくのか. 筆舌に尽くしがたい不

安定性のもとで、今後もさまざまな厳しい選択が帰還者を 待ち受けている.しかし、彼らがこのような厳しい選択を 何度もしなければならない根本は原発事故にあり、彼ら自 身の責任ではない.この認識を誤ってはならないだろう.

もちろん,原住地に戻った被災者が,生業を失いながら もその地でふたたび展望を見出していることの意義は疑い 得ない.だとしても,そのことをもって原発災害を克服可 能な現象とみなすのは明らかな誤謬である.なぜなら,原 住地で見出された展望の背後には,生活資源の圧倒的な不 可逆的損失があるはずだからだ.その全容を明らかにする

#### 補注

- (1) 河北新報 (2019年4月12日).
- (2) 過年度の調査は、それぞれ田中(2016)、田中(2017a)、田中(2017b)として公表している。
- (3) 従前の世帯は、避難過程において分離することがあるが、ここでは主に世帯主の移転先のみを示している。よって、移転先の世帯は、従前世帯の一部である場合がある。なお、分離した一方の移転先についても部分的には掴んでいるが、その結果は改めて別稿にて公表したい。
- (4) 移転先の特定は、過年度の調査結果をもとに、直近の調査 (2018年11月)における各区長およびその他の帰還者への聞き 取りにより行った。
- (5) 避難指示解除時期の違いによる両地区の動向については、別途、公表を予定している.

#### 参考文献

1) 萩原拓也・太田慈乃・窪田亜矢:原発被災集落における家屋の維持・再建に関する研究,福島県南相馬市小高区上浦行政区におけ

ことなしに、原発災害のリスクを正しく捕捉することは不可能である.

加えてあと2点、本研究の課題を示しておきたい. ひとつは、言うまでもなく分析事例の確保である. 前述の通り、今回はわずかな先行調査分のみを扱った中間的な検討にとどまる. 今後、できるかぎり多くの帰還世帯の実態を確認することが求められる. いまひとつは、帰還・再定着動向の長期的な追跡である. 再定着とはプロセスであり、すなわちある断面だけの観察では十分な理解に到達できない. 継続的な調査が不可欠である.

るケーススタディ, 日本建築学会計画系論文集 751, 1809-1819, 2018

- 2) 田中正人: 原発被災地における居住者の避難プロセスと帰還/移住選択困難性の背景,福島県川内村荻・貝の坂地区の事例,地域安全学会論文集 No.29,155-164,2016
- 3) 田中正人: 原発被災地における居住者の帰還実態とその背景, 福島県双葉郡川内村の事例, 追手門学院大学地域創造学部紀要 No.2, 93-120, 2017a
- 4) 田中正人: 原発被災地における居住者の帰還プロセスの実態とその背景, 福島県双葉郡川内村の事例, 地域安全学会論文集 No.31, 137-146, 2017b
- 5) 續橋和樹・川崎興太:避難指示解除後の浪江町中心市街地における生活環境の復旧・再生状況と帰還者の生活実態に関する研究,都市計画論文集53(2),215-223,2018
- 6) 日野公介他:「福島『避難終了政策』は何をもたらすか」世界, 岩波書店, 2016
- 7) 牧野友紀:福島第一原子力発電所事故と生活秩序の再構築,福島 県南相馬市小高区における一農民の実践,社会学年報 45 (0), 5-18, 2016